

で負担してゐるので問題はなとの答弁があり、さらに昭島市が五十八年度に於ける場合、それと同じ供用開始が出来る態勢にあるのかとの質疑に対し、昭島市が行うのは、最終が五十八年度であるので、五十九年四月からは問題なく供用開始が出来る。早く終われば、その時点で供用開始が出来る範囲でやていくと答弁がありました。後、お諮りいたします。全員異議なく、原案とおり可決すべしと決定した次第でございます。何とぞ、当委員会報告とおり御決定くださるようお願い申し上げます。査報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行なう。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑と終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十九号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十九

号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十五 請願第五号 区市町村社会福

祉協議会の法制化に関する請願書と議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名がございまして、当委員会に付託されました請願第五号 区市町村社会福祉協議会の法制化に関する請願書に対する審査報告を申し上げます。

なおお手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（請願審査報告書）別添参照

議題にした後、発言を求めましたところ、社会福祉協議会が誕生し

て、もろもろの活動を行っていることは御案内のとおりです。現在、都道府県を単位として認められているところの、この法律の適用も区市町村の社会協会で及ぼしていただきたいというのが本請願の趣旨です。また内容において文中の「住民に」というところは「住民の」と言うべきではないかと思うので一言申し上げておきます。現行の社会福祉事業法に区市町村社会協会の制定してほしい、ということと思うが、かつまんて話してほしい等々の発言が、ありました。

ここに部長より、社会福祉事業法の第七十四条の中に、都道府県の区域を単位として、ということで、現在の時点では市町村に及んで、ない、ということです。それを区市町村に下げるより、その細かな法的な位置づけをしてくれ、ということです等の発言の後、お諮りいたします。この案、全賛異議なく採択すべしものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定とおり御議決賜いますようお願い申し上げます。報告いたします。

議長（末次性男君） 以上で本委員長の審査報告は終わりました。

これより本委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。お諮りいたします。

請願第五号に対する委員会の報告は、採択と決定であります。本件は委員会報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって請願第五号は、委員会審査報告のとおり採択と決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第十六 議案第七十三号 区市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書と議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（十七番 田村市郎君 登壇）

○十七番（田村市郎君） 御指名をいただきましたので、議案第七十三号

区市町村社会福祉協議会の法制化に関する件につき、地方自治法第九十九条第二項の規定によって、意見書と関係行政庁に提出していただく提案理由の説明を行わせていただきます。

本案は、ただいま厚生委員長より審査報告がなされ、全会一致で御採択をいただきました。請願第五号でございます。

移り変わり行く地域社会の環境の変化を考えれば、福祉協議会の今後ますますの事業の拡充は地域住民の期待するところ大であります。よって、区市町村社会福祉協議会の法制化は当然と考へるものであります。

本議会において、本案お手元に御配付の意見書提出を御可決賜いますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが提案説明とさせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わります。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十三号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十三

号は、原案のとおり可決いたしました。

議長（末次性男君） 日程第十七 請願第六号 南田園地区地域会館新設に関する請願書を議題といたします。

事務局として請願書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読）

議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

紹介議員小林 菊三君から本趣旨の説明を求めます。

（二十番）小林 菊三君 登壇）

○二番（小林菊三君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、紹介議員を代表いたしました。請願第六号に対する提案理由を申し述べさせていただきます。

御案内のとおり、近年福生市も生活基盤が着実に整備され、まちの発展も著しいものがあります。それに伴い、市民要望も年々増大しております。前任の石川市長が十六年間にわたり、議員各位、並びに市民の絶大な御理解のもとに福生市百年の大計と言わば、基本構想、基本計画を策定し、都市計画、道路、下水道事業などの都市基盤の整備や市民会館、地域会館、中央図書館などの市民文化施設の充実に努めてまいり、いまや都市としての形体が着々と整ってまいりました。事務報告書などにも報告されております。しかし反面、田園地域は昭和四十四年、多摩河原土地地区画整理事業が施行され、新しいマイタウンとして生まれ変わり、昭和四十九年福生国地の完成を見ると同時に、周辺一帯は日増しに、各地からの転入者で増加し、現在は世帯数千三百九十二、人口四千二百三十七

名のすばらしいまちづくりができてまいりました。

この新しい地域には、市当局も年々、環境整備、公共施設等も整備されたのであるが、新開地の関係か、あるいは時機尚早であつたのか、いすれにしても、市民文化施設が計画されずに今日に至つたのであります。昭和五十三年ごろから、この新しい地域に、住民相互の連帯意識が芽生え、町内会づくりの機運が高まり、昭和五十五年十二月、南田園一丁目町会と皮切りに、福生国地、南田園三丁目町会と、相次いで町会の設立を見たのであります。が、地域活動の一端であるものもろの行事、あるいは社会教育的なサークル活動にしても、集会所がなく、全く不便なありさまでありますので、どうか地域住民の切実な願いである地域会館建設に對しまして、議員各位の温かい御理解を賜り、御賛同、御採択をくださいますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（末次性男君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

請願第六号については、お手元に御配付の別紙付託表の通り、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

にいま総務委員会に付託いたしました請願第六号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって請願第六号

は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十八 閉会中の継続審査申し出について

を議題といたします。

総務及び厚生委員長から、目下、同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付

のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

本件は、申し出の通り閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、本件は申し

出の通り閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十九 特定事件の継続調査についてを

議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の申し出がございました。

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。 以上本件特定事
件は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって昭和五十七年第三回福生市議会定例会を閉会いたし
ます。

午後一時三十一分 閉議 閉会

署名議員

福生市議会議長 末次性男
議員 山崎繁三郎
議員 小野澤久
議員 遠藤洋一

写

福総庶発第千七百二十六号

昭和五十七年九月十六日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

議案の訂正について

昭和五十七年第三回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したい
ので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第六十二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）

訂 正 箇 所	誤	正
16頁（款）2総務費 （項）1総務管理費	(19) 町会会館改良工事 補助金 3,988	(19) 町会会館改良工事 補助金 3,489

(目) 13 諸費
説明の欄中

町会会館新築工事
補助金 499

議案第七十三号

区市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十七年九月二十二日

提出者	田村市郎
賛成者	塩野鉄之助
〃	宮沢良一
〃	松山清
〃	関米吉

福生市議会議長

末次性男 殿

区市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書

区市町村社会福祉協議会は、地域社会活動の中核として、地域住民の福祉向上に重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、今日の多様化した福祉問題と地域社会の変化に対応し、地域福祉活動を発展させるためには、一層社会福祉協議会の大幅な拡充が必要となつてゐる。

しかるに、現行の社会福祉事業法においては、区市町村社会福祉協議会に関する規定がなく、法的位置づけがなされてゐないため、地域福祉活動の進展に大きな障害となつてゐる。

よつて政府は、早急に社会福祉事業法を改正し、区市町村社会福祉協議会を法制化し、その拡充強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十七年九月二十二日

内閣総理大臣

大蔵大臣

厚生大臣

自治大臣

殿

請願第六号

南田園地区地域会館新設に関する請願書

紹介議員

小林 菊三 印

関 米吉 印

指 田保雄 印

高 水惣八 印

原 敏子 印

私達が住む南田園は、多くの方々の御尽力により、昭和四十四年水田地帯であつた多摩河原地区の土地区画整理事業が施行され、新しい住宅地として誕生した町であります。昭和四十九年に公団住宅福生団地の完成を契機に、地元出身者を初め各地からの転居者が日増加の傾向にあり、今日南田園には一、三九二世帯四、二三七人が居住している現状であります。（福生市全体の比率は世帯数八・〇％人口八・九％となる。）

居住者の多くは、緑のはけと多摩川に囲まれたこの新しい町に生涯の幸福を求めて移り住んだものであります。幸いこの地域には多くの公園や、グラウンド、整備された道路、完備した小・中学校、高校、保育園、さらに各種商店等恵まれた環境に感謝しているところでありますが、昭和五十三年ごろからは、この新しい町に住民相互の連帯意識が芽生え町内会づくりの気運もふくらんできたのであります。その意識を基盤として昭和五十五年十二月に南田園一丁目町会、翌年二月には福生団地自治会、そして本年八月には南田園三丁目町会がそれぞれ設立され、また南田園二丁目町会の設立も間近な情勢であります。

こうした町内会の運営に携っておりますと、児童生徒の健全育成のための学習等供用施設、成人を含めたサークル活動や集会等の社会教育のための地域会館建設の要望がきわめて強く、切実なる願望であることを確認したのであります。

以上のような理由により、南田園地区に地域会館の建設を早急に御配慮くださるよう、

ここにお願いいたす次第であります。

昭和五十七年九月十七日

請願者

福生市南田園一丁目十五丁十三

南田園一丁目町会長 吉澤 嘉翁 印

福生市南田園三丁目十六丁二〇四

福生団地自治会々長 西田 耕介 印

福生市南田園三丁目十四丁十

南田園三丁目町会長 松尾 四郎 印